

実態調査の概要

1. 調査目的

この調査は、高山市内における事業所の労働条件等の実態を把握し、行政運営の基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査対象

建設業、製造業、情報通信・運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、飲食業、宿泊業、医療・福祉、サービス業、その他の事業所のうちから無作為に抽出した700事業所

3. 調査項目

- | | |
|---|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 事業所の業種、規模 | <input type="radio"/> 休暇制度 |
| <input type="radio"/> 従業員数 | <input type="radio"/> 育児・介護休業制度 |
| <input type="radio"/> 雇用状況
(障がい者、外国人、中途採用) | <input type="radio"/> 女性の労働環境 |
| <input type="radio"/> 就業規則 | <input type="radio"/> パートタイマー関係 |
| <input type="radio"/> 労働組合 | · 雇用条件 |
| <input type="radio"/> 社会・労働保険 | · 就業規則 |
| <input type="radio"/> 定年制 | · 社会・労働保険 |
| <input type="radio"/> 賃金 | · 労働時間 |
| <input type="radio"/> 労働時間 | · 賃金 |
| <input type="radio"/> 雇用調整 | <input type="radio"/> 次世代育成支援対策推進法 |
| | <input type="radio"/> ワークライフバランス |

4. 調査期間

平成26年8月29日～平成26年9月30日

5. 調査基準日

平成26年7月1日現在。なお、設問により基準日が異なっている場合がある。

6. 調査方法

郵送によるアンケート調査法により実施

7. 調査票の回収状況

回収数 230 事業所 (回収率 32.9%)

※ 常時労働者を雇用していない事業所は除く。

8. 集計

高山市商工観光部商工課

9. 用語の定義

所定労働時間 : 就業規則で定められた実労働時間。

所定外労働時間 : 残業、休日出勤等の労働時間。

1週間単位の非定型的変形労働時間制

: 30人未満の小売店、旅館、料理店及び飲食店の事業所で、労使協定により1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

1ヶ月単位の変形労働時間制

: 1ヶ月以内の一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間及び1週40時間を超えて労働させることができる制度。

1年単位の変形労働時間制

: 1年以内の一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が原則40時間以下の範囲内において、1日8時間及び1週40時間を超えて労働させることができる制度。

フレックスタイム制 : 所定労働時間はそのまで、労使協定内で時間を自由に設定すること。

所定内賃金 : 基本給、職能給、各種手当。なお、通勤手当は除く。

所定外賃金 : 残業、休日出勤手当等所定外の労働に関する賃金。

短時間勤務制度 : 所定労働時間を短縮する制度。

フレックスタイム制 : 所定労働時間はそのまで、労使協定内で時間を自由に設定すること。

始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ

: 所定労働時間はそのまで、事業主が決めたいいくつかの時間の中から繰上げ等を設定すること。

10. 注意事項

各数値は小数点第2位以下四捨五入として表示しており、それぞれの割合を足し上げても100%とならないことがある。

集計された数値が「0」の場合、また、無回答や計算元の値が「0」であった場合には数値が表示されない。